

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成22年5月17日
和歌山県信用漁業協同組合連合会

本会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」という。)に基づき、本会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

本会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取り組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 本会の金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文については、平成22年2月1日より本会ホームページおよび各本支店の店頭においても公表しています。

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

本会では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 代表理事会長、代表理事専務、参事、管理部長、業務部長、監査室長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、本会の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 参事（業務担当）を「金融円滑化管理責任者」として、本会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融円滑化管理責任者へ報告することとしております。
- (4) 本支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存する。

対応状況を把握する体制の概要図
別添のとおり

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

(1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を本店業務部に設置しているほか、各支店においても承っております。

以下の本支店の「ご相談窓口」にて、お客様からの貸出条件変更等にかかるご相談に応じております。

お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	和歌山市雑賀屋町東ノ丁33	業務部	073-432-0761
有田支店	有田市宮崎町2405	貸出担当	0737-83-5566
御坊支店	御坊市塩屋町南塩屋4504	貸出担当	0738-22-5277
田辺支店	田辺市江川43-35	貸出担当	0739-22-3170
串本支店	東牟婁郡串本町串本1884	貸出担当	0735 62 5400

(ご相談受付時間：9時～17時)

貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、既存の苦情相談窓口にてお受けいたします。

・苦情相談窓口 TEL 073-432-0761

(2) お客さまからの、本会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、業務部に受付窓口を設置しております。また、各支店等で苦情を受けた場合には、本会所定の手続きに従って、速やかに業務部に連絡し、各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組めます。

特に、漁業者のお客さまに関しては、各漁協の指導部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。

また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、本会職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

別表1

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額

〔債務者が中小企業である場合〕

(単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2	14	2	14
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	1	2	1	2
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	1	2
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	1	2
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1	2	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	1	11	1	11
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	1	11
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1	11	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

(注) 金額について百万円未満切り捨て

〔債務者が中小企業であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

(注) 金額について百万円未満切り捨て

第6 法第5条に基づく措置の実施状況
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

別表2

(単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1	4	1	4
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	1	4
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1	4	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

(注) 金額について百万円未満切り捨て

法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における「貸付けの条件変更等」の定義は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。

